

令和 8 年 4 月 1 日
砺波市監査委員決定

令和 8 年度 監査等の実施方針及び計画

砺波市監査基準第 13 条の規定に基づき、令和 8 年度に実施する監査等の実施方針及び計画を策定する。

1 実施方針

- (1) 関係法令等に基づき適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 事業の経済性、効率性及び有効性という観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。

2 監査等の計画

(1) 実施予定の監査等の種類

ア 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかに加え、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているかについて監査する。

イ 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金等の財政援助を行っている団体等（出資団体、補助金等交付団体、公の施設の指定管理者）を対象に出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。

ウ 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者（地方公営企業管理者）が保管する現金の毎月の出納について係数の正確性を検証するとともに、現金の出納が適正に行われているか、現金の保管が確実かつ有利な方法で行われているかを検証する。

エ 決算審査及び基金運用状況審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項、地方自治法第 241 条第 5 項）

決算審査は、審査に付された決算について係数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

基金の運用状況審査は、審査に付された基金の運用状況について係数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

オ 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

財政健全化法に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率が適正に算定されているかについて審査する。

（2）監査時の実施体制

監査委員2名で実施し、事務局職員（事務局長以下3名）が補助する。

（3）実施予定時期

別紙「令和8年度定期監査等実施予定表」のとおりとする。